

協議第4号

農林水産業関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業については、新市においても継続する。
- 2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。

平成16年3月13日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 18 農林水産業関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 土地改良事業については、新市においても継続する。2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。

【提案理由】

- 1 土地改良施設の適切な維持管理のため、継続し事業の促進を図る。
- 2 土地改良事業を的確に遂行するため、土地改良区への支援を図る。
- 3 地域性を活かした農業振興を推進するため、各種団体の育成を図る。
- 4 効率的な農業経営に向け、都市近郊型農業の発展及び担い手の育成を図る。
- 5 地域性を活かした1市2町の水田ビジョン構築の中で調整する。

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
土地改良事業	<p>国庫補助事業</p> <p>農村振興総合整備事業 農村振興総合整備事業長束地区 実施出来高設計作成業務委託 同（繰越分）</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 該当なし</p> <p>県費補助事業</p> <p>単独土地改良事業（県費補助） かんがい排水 1地区 農村総合整備 2地区 機械揚水 1地区 目比地区 事業計画書作成業務委託</p> <p>市単独事業</p> <p>単独土地改良事業 該当なし</p>	<p>国庫補助事業</p> <p>農村振興総合整備事業 該当なし</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 該当なし</p> <p>県費補助事業</p> <p>単独土地改良事業（県費補助） 農村総合整備 2地区</p> <p>町単独事業</p> <p>単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託</p>	<p>国庫補助事業</p> <p>農村振興総合整備事業 該当なし</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 半六地区</p> <p>県費補助事業</p> <p>単独土地改良事業（県費補助） 該当なし</p> <p>町単独事業</p> <p>単独土地改良事業 該当なし</p>	<p>既着工の事業については、新市においても継続する。</p> <p>なお、新規事業は優先度を新市で検討し、箇所の設定をする。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
土地改良事業負担金	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 地盤沈下対策事業 福田川地区 水質保全対策事業 一の宮井筋地区 湛水防除事業 平和2期地区 地盤沈下対策事業 小池用水地区 湛水防除事業 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区 国営造成施設管理体制整備事業 宮田用水地区 県営水環境整備事業 大江川地区</p>	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金 国営造成施設管理体制整備事業 宮田用水地区</p>	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金 湛水防除事業 平和2期地区 国営造成施設管理体制整備事業 宮田用水地区</p>	<p>新市においても継続して負担する。</p>
土地改良事業補助金	<p>団体営事業補助金 単独土地改良事業 稲沢市土地改良区かんがい排水事業 福田悪水土地改良区排水路整備事業 緊急農地防災事業</p>	<p>団体営事業補助金 単独土地改良事業 緊急農地防災事業</p>	<p>団体営事業補助金 単独土地改良事業</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p>
土地改良区の取扱い	<p>稲沢市土地改良区 職員（改良区採用） 4名 経常賦課金の徴収 なし 運営補助金（市単独） 101,502千円</p>	<p>祖父江町土地改良区 職員（町兼務） 2名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金（町単独） 27,529千円</p>	<p>平和土地改良区 職員（町兼務） 7名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金（町単独） 33,785千円</p>	<p>改良区は当面、現状のとおりとする。 ただし、運営補助については、稲沢市の制度に統一</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
				する。
土地改良区の財産	稲沢市土地改良区 土地 48,907 m ² 金銭 17,911 千円 債務 176,984 千円	祖父江町土地改良区 土地 1,162,721 m ² 金銭 108,414 千円 債務 221,534 千円	平和土地改良区 土地 271,752 m ² 金銭 137,866 千円 債務 174,702 千円	当面は現行のとおりとする。 新市において、各土地改良区と協議・調整をする。 (管理協定の締結)
農業振興対策事業(生産組合長会)	生産組合長会 115 組合、4,300 戸 報償費 均等割 3,580 円 戸数割 118 円	農務員会 59 組合、1,800 戸 報酬 農家 1 戸当たり 660 円	実行組合長会 23 組合、950 戸 報酬 農家 1 戸当たり 840 円	稲沢市の制度に統一する。
農業振興対策事業(農業振興奨励)	農業振興奨励補助金 (農業用施設、機械等償却資産税相当額 1/2 対象期間 3 年間)	該当なし	該当なし	稲沢市の制度に統一する。
農業振興対策事業(野菜生産出荷安定事業)	指定野菜需給安定基金積立補助金 冬春キャベツ、ほうれんそう 冬春なす、冬にんじん、春はくさい	該当なし	該当なし	稲沢市の制度に統一する。
農業振興対策	稲沢市植木生産振興会 稲沢市果樹苗木生産組合	祖父江町植木生産振興会	平和町園芸組合 平和町果樹苗木生産組合	当面は、現行のとおり継続する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
事業(農業者団体等指導育成活動事業)	<p>稲沢市緑化樹木研究会 稲沢市花き生産組合</p> <p>稲沢市農業士会 稲沢市女性農業者会議 稲沢市4Hクラブ</p>	<p>祖父江町花き園芸振興会 祖父江町イチゴ生産振興会 祖父江町そ菜園芸組合 祖父江町転作営農組合</p> <p>祖父江町農業士会 祖父江町長岡生活改善実行グループ 祖父江町4Hクラブ</p>	<p>平和町花き園芸組合 平和町いちご生産組合</p> <p>平和町水耕ミツバ生産組合 平和町水耕トマト生産組合 平和町造園組合 平和町農業士会</p>	<p>ただし、新市において一元化に向けて調整する。</p>
鳥獣保護及び有害鳥獣等駆除	<p>ヌートリア 職員対応 カラス 職員対応</p> <p>鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環</p> <p>病虫害駆除</p>	<p>カラス・ひよ鳥 中島猟友会委託</p> <p>鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環</p> <p>病虫害駆除 すずめ蜂 養蜂組合委託</p>	<p>ヌートリア 職員対応</p> <p>鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環</p> <p>病虫害駆除 すずめ蜂 養蜂組合委託</p>	<p>ヌートリアの駆除は、職員対応とし、カラスの駆除は、猟友会へ委託する。</p> <p>鳥獣飼養登録票交付等の窓口については、新市で調整する。</p> <p>すずめ蜂の駆除は、養蜂組合へ委託する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
農政対策事業 (近代化資金)	近代化資金利子補給 一般資金 前期 159件 1,600,838円 後期 151件 1,542,880円	近代化資金利子補給 一般資金 前期 53件 959,343円 後期 50件 878,662円	近代化資金利子補給 一般資金 前期 9件 283,544円 後期 6件 176,027円	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。
農政対策事業 (経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、果樹、家畜、機械導入等の資金の利子補給 貸付限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(措置期間10年以内) 補給率 概ね0.2%~0.3%	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、機械導入等の資金の利子補給 貸付最高限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(措置期間10年以内) 3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額。	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、機械導入等の資金の利子補給 貸付最高限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(措置期間10年以内) 3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額。	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。
地域農政対策事業(認定農業者等育成)	認定農業者等育成事業 (42人) 農業経営改善計画の検討会 (年4回:委員6人) 稲沢市構造政策推進会議 (年4回:委員15人) 組織化検討	認定農業者等育成事業 (7人) 農業経営改善計画の検討会 (要綱はあるが文書照会にて認定) 組織化予定なし	認定農業者等育成事業 (4人) 農業経営改善計画の検討会 随時 組織化予定なし	新市において、制度の見直しを図る。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画 特別管理 平成 15 年度見直し 一般管理 年 4 回	農業振興地域整備計画 特別管理 平成 17 年度見直し予定 一般管理 年 4 回	農業振興地域整備計画 特別管理 平成 15～16 年度見直し 一般管理 年 4 回	現行の計画を新市に引き継ぎ、平成 20 年を目標として見直しをする。
生産調整推進対策事業	生産調整推進対策協議会 割当面積 565.2ha 全農家配分 生産調整推進対策事業 とも補償加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m ² 集落推進費補助金 一般 500 円/1,000 m ² 現地確認報償費 均等割 4,570 円/組合 面積割 320 円/1,000 m ² 農協推進費補助金 景観形成作物推進費補助金 62,968 m ² コスモス 63,250 円 バラ 30,000 円	水田農業経営確立対策推進協議会 割当面積 265.6ha 全農家配分 生産調整推進対策事業 とも補償加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m ² 集落推進費補助金 一般 1,500 円/1,000 m ² 集団 3,500 円/1,000 m ² 転作確認賃金 平等割 2,000 円/組合 1 筆あたり 55 円 農協推進費補助金 該当なし	水田農業経営確立対策推進協議会 割当面積 117.8ha 全農家配分 水田農業経営確立対策費 とも補加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m ² 集落推進費補助金 一般 1,500 円/1,000 m ² 確認報償金 確認 200 円/戸 推進 200 円/戸 農協推進費補助金 転作等補助金 管理休耕除草剤補助 3 円 / m ² 平成 16 年度で廃止する。	地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。

項 目	稲沢市		祖父江町		平和町	調整方針
	レンゲ	33,000 円				
	菜の花	48,500 円				
	平成 16 年度で廃止する。					
農 業 委 員 会 の 証 明 手 数 料	農地基本台帳証明 証明願 記載事項証明 納税猶予適格者証明 生産緑地主たる従事者証明 買受適格者証明	なし 200 円 200 円 200 円 200 円 200 円	農地基本台帳証明 (他部局添付の場合のみ徴収)	200 円	手数料徴収なし	稲沢市の制度に統一する。